全米商工会議所、2026年版「International IP Index」を公表

2026年3月19日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

全米商工会議所グローバルイノベーション政策センター（GIPC）は、世界55の国や地域における知的財産システムの状況を分析・評価した2026年版の「International IP Index」報告書を公表した[1]。

2026年版の知的財産システム全体のランキングでは米国が昨年同様に1位となった一方で、日本のスコアは昨年から変わらず90.81であり、順位も昨年と同じく全体で7位となった。特許部門については、シンガポールが1位、日本、韓国、スイスと米国が並んで2位であり昨年から順位の変動はなかった。

報告書では国ごとの分析もなされている。米国については、従前同様に知的財産制度における国際的なリーダーシップの発揮が認められた一方で、特許法第101条（特許適格性）に係る不確実性のほか、USPTO特許審判部（PTAB）における審理開始決定を含む権利無効化手続に関する不透明性などが弱みとして指摘された。また、ラトニック商務長官により否定されているものの、特許の価値に応じた手数料を特許権者から徴収する案[2]について、米国内のイノベーション活動を減退させるおそれがあるものであり、今後も動向を注視する必要があると指摘されている（報告書346～352ページ）。

日本に関しては、2019年と2020年の著作権法と意匠法の改正による保護強化や知的財産関連の国際条約加入などが強みとされる一方で、後発医薬品の製造販売承認に係る懸念や知的財産に関する税制優遇制度がない点が弱みとして挙げられ、これまでと同様の評価が与えられている（報告書202～206ページ）。

全体的な分析として、フランスやドイツなどの欧州連合（EU）加盟8カ国がスコアを落とした一方で、アラブ首長国連邦（UAE）やエクアドルをはじめ20カ国・地域がスコアを上げたことに触れ、世界的な景気停滞の中でも知的財産保護強化を進めることは可能であると指摘されている。

なお、今般の報告書公表に対して、スクワイヤーズUSPTO長官もコメントを寄せている[3]。同長官は、本報告書について、国際的なイノベーションを巡る状況を俯瞰することができる有効な政策手段であるとした上で、技術発展や経済成長を支える知的財産の保護強化を引き続き促進していく旨を強調した。一方で、世界知的所有権機関（WIPO）による知的財産保護の推進への期待にも言及されている。

（以上）

---

[1] https://www.uschamber.com/intellectual-property/2026-international-ip-index
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260218.pdf
[3] Remarks by Director Squires – U.S. Chamber of Commerce International IP Index